

投票区域一覧表

問 選挙管理委員会事務局

TEL 06-6992-1784

区	投票所施設名	町丁名
1	守口小学校	暁町、神木町、京阪北本通、外島町(6・7番を除く。)、竜田通1・2丁目、日光町、浜町1・2丁目、日向町、北斗町、八島町
2	第一中学校	梅町、京阪本通1丁目、京阪本通2丁目(9～16番)、新橋寺町、竹町、松町、緑町、桃町
3	守口市役所	金下町2丁目(1～4番)、京阪本通2丁目(1～4番)、桜町、松月町、豊秀町2丁目(1～7番)、日吉町2丁目(1～6番)、本町1・2丁目、来迎町
4	障がい者・高齢者交流会館	祝町、金下町1丁目(1～3番)、金下町2丁目(1～4番を除く。)、京阪本通2丁目(1～4・9～16番を除く。)、早苗町、豊秀町1丁目(1・2番)、豊秀町2丁目(1～7番を除く。)、日吉町1丁目(1・2番)、日吉町2丁目(1～6番を除く。)
5	西部コミュニティセンター	金下町1丁目(1～3番を除く。)、寿町、滝井西町1・2・3丁目、平代町、文園町、豊秀町1丁目(1・2番を除く。)、日吉町1丁目(1・2番を除く。)、紅屋町
6	滝井東会館	梅園町(8～11番)、滝井元町1・2・3丁目、大門町、長池町(1～4番を除く。)
7	馬場一會館	長池町(1～4番)、馬場町1・2・3丁目
8	高瀬馬場集会所	高瀬町1・2・3・4・5丁目、松下町
9	寺方南小学校	寺方元町1・2・3・4丁目、寺方錦通1丁目(1・2番)、寺方本通1丁目(7番を除く。)、寺方本通2丁目(1・2番)、南寺方北通1・2丁目、南寺方中通1・2・3丁目
10	南寺方集会所	南寺方南通1・2・3丁目
11	さつき学園	梅園町(1～7番)、大枝西町、春日町、小春町、土居町
12	春日・寺内集会所	河原町、寺内町1・2丁目
13	さくら小学校	大枝南町、大枝北町、大枝東町、東光町1・2丁目
14	西橋波会館	西郷通1丁目(1～3・9番)、橋波西之町1・2・3丁目
15	東橋波会館	橋波東之町1・2・3・4丁目
16	喜久の里ふれあい会館	大宮通1・2丁目、菊水通1・2丁目(17～20番を除く。)、西郷通1丁目(1～3・9番を除く。)、2丁目
17	樟風中学校	大宮通3・4丁目(14～16番を除く。)、菊水通3丁目(8～17番を除く。)、西郷通3・4丁目、東光町3丁目
18	錦小学校	寺方本通1丁目(7番)、2丁目(1～10番を除く。)、寺方錦通1丁目(1・2番を除く。)、2・3・4丁目、南寺方東通1・2・3・4・5・6丁目
19	八雲南会館	八雲西町2丁目(1～5番)、八雲中町1丁目、八雲東町1丁目(21・22番を除く。)
20	八雲東コミュニティセンター	八雲東町1丁目(21・22番)・2丁目
21	南十番連合会館	八雲西町1・2丁目(6～29番)、八雲中町2丁目(1～6番)
22	八雲中学校	八雲西町3丁目、八雲北町1・2丁目
23	八雲小学校	大庭町1・2丁目、八雲西町4丁目、八雲中町2丁目(7～14番)・3丁目、八雲北町3丁目、淀江町
24	庭窪小学校	佐太西町1丁目、佐太中町1・2丁目(1～3・20～32番)、佐太中町3丁目(1・4～11番)、大日町1・2・3・4丁目
25	庭窪中学校	佐太中町2丁目(4～19・33・34番)・3丁目(2・3・12～17番)・4丁目
26	さんあい広場「さた」	佐太西町2丁目、佐太中町5・6・7丁目
27	金田小学校	金田町2・3・4・5・6丁目、佐太東町2丁目
28	梶小学校	梶町4丁目(9～22・28・30～36・47～63番を除く。)、金田町1丁目、佐太東町1丁目
29	梶中学校	梶町1・2・3丁目(20～37番を除く。)、梶町4丁目(28番)、大日東町
30	東部エリアコミュニティセンター	大久保町1・3丁目
31	大久保中学校	大久保町2丁目(18～28番)・4・5丁目
32	よつば小学校	大久保町2丁目(18～28番を除く。)、藤田町2・4丁目
33	藤和会館	藤田町3・5丁目
34	大阪国際大学 (旧大阪国際大和田高等学校)	藤田町6丁目、東町1・2丁目
35	下島小学校	下島町、外島町(6・7番)
36	錦コミュニティセンター	大宮通4丁目(14～16番)、菊水通2丁目(17～20番)・菊水通3丁目(8～17番)・4丁目、東郷通1・2・3丁目、寺方本通2丁目(3～10番)・3・4丁目
37	藤田小学校	梶町3丁目(20～37番)・4丁目(9～22・30～36・47～63番)、藤田町1丁目

指定施設などでの不在者投票

指定施設に入院(所)中の人は、その施設で投票できますので、病院長などに申し出てください。

郵便による不在者投票

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、下表の障がい等の程度に当てはまる人は、自宅などから郵送で投票することができます。

*投票の手続き

投票用紙は、本人が署名した「請求書」に「郵便等投票証明書」を添えて、投票日の4日前までに選挙管理委員会に請求してください。本人あてに郵送します。交付を受けた選挙人は、自宅など、現在いる場所で投票用紙に候補者1人の氏名を記載し、これを投票日までに届くように必ず郵送してください。

郵便による不在者投票をするには、郵便等投票証明書が必要ですので、有効期間を過ぎている場合やまだ交付を受けていない場合は、あらかじめ交付を受けておいてください。

手帳の種類	障がい名など	障がいなどの程度
身体障がい者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級又は3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

点字投票・代理投票

目の不自由な人、体が不自由などにより文字が書けない人は、点字投票・代理投票ができますので申し出てください。
※点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票をするときにもできます。

選挙公報を配布

候補者の写真、経歴や政見などが掲載された選挙公報をそれぞれの選挙の投票日前日までに各家庭に配布します。

選挙公報音声版を配付

候補者の経歴や政見などが掲載された選挙公報の内容(図・イラストなどを除く)を朗読した「選挙公報音声版」を無料配付しますので、希望する人は事前に選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

無効投票をなくそう

次のことに注意して貴重な1票を行使しましょう。投票用紙には
(1) 候補者1人の氏名をはっきり書いてください。
(2) 候補者でない人の氏名は書かないでください。
(3) 候補者の氏名以外は何も書かないでください。

選挙速報

・市ホームページにて掲載します。



投票支援カード

投票所で、代理投票や他の支援が必要な人が、係員に口頭で伝えることが困難な場合などに、「投票支援カード」を提示すると必要な支援を受けることができます。

投票支援カードは市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、投票所へ持参ください。

開票

・府知事選挙・府議会議員選挙

時 4月9日(日) 21:00～ 場 守口市市民体育館

・市長選挙・市議会議員選挙

時 4月23日(日) 21:00～ 場 守口市市民体育館